

諮問第 2 号

国及び岐阜県の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報等を外部提供することについて

1 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

2 業務の名称

市民アンケート調査業務

3 業務の目的

国及び岐阜県が施策の企画・立案及び計画の策定等に関する住民意向調査を行うために、市の保有する住所氏名等の個人情報を提供することで、国及び岐阜県並びに市が行う施策に住民意向を反映させ、もって公共の福祉に資することを目的とする。

4 根拠資料等

・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）

【参考】【中津川市個人情報保護条例】(抜粋)

(定義)

第2条 この条例(第2号については、第4号から第6号までを除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。

- (1) 本人の同意を得た場合
(2) 法令等に定めがある場合
(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合
(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。

3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。

5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。